

森の子保育園保護者会会則

第1章 総則

- 第1条 (名称)
この会は、森の子保育園保護者会と称する。(以下本会という。)
- 第2条 (事務局)
本会の事務局は、森の子保育園内におく。
- 第3条 (目的)
本会は、園児を心身ともに健やかに育成するため会員相互の研修ならびに親睦をはかり保育園の後援と児童福祉事業の進展を図ることを目的とする。
- 第4条 (活動)
本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
①会員相互の研修に努めるとともに、会員相互の親睦を深める。
②保育園の後援及び発展に努力する。
③保育園の行事に参加し、協力する。
④夏祭り、冬季レクリエーションを主催する。
⑤その他、本会の目的を達成するために必要に応じて事業を計画、実施する。

第2章 組織

- 第5条 (会員)
本会の会員は、森の子保育園に在籍する園児の保護者とする。
会員は、会費を納めるものとする。
- 第6条 (役員)
本会に、次の本部役員をおく。
会 長 1名
事務担当副会長 1名
行事担当副会長 1名
会 計 1名
彦根市保育園保護者会連絡協議会理事 1名
- 第7条 (委員)
本会に、次の委員をおく。
5歳児クラスより 学級委員 4名
4歳児クラスより 学級委員 3名
3歳児クラスより 学級委員 2名
2歳児クラスより 学級委員 2名
0・1歳児クラスより 学級委員 1名
- 各クラスより2名ずつの次点、次々点(補欠委員)を選出し、次点・次々点から本部役員および学級委員に繰り上げになった場合のみ、第10条⑤の規定のとおりとする。

第8条 (本部役員および委員の職務)

本部役員および委員の任務は、次の通りとする。

- ①会 長 本会を代表し、会務を総括する。
入学式、保護者会主催の行事における挨拶。
保護者会運営に関するすべての意思決定を行う。
- ②事務担当副会長 会長を補佐し、会長に事情がある時はその職務を代行する。
本会の運営における会計以外の事務を統括する。
総会資料、運営委員会資料、会員への配布文書等の作成全般を担当し会長の承認のもと文書を発行する。
- ③行事担当副会長 会長を補佐し、会長に事情がある時はその職務を代行する。
本会主催の行事（夏まつり及び冬期レクリエーション等）を統括し会長の承認のもと実行する。
- ④会 計 本会の予算を立案し、決定した予算案に基づいて会計を処理する。
- ⑤学 級 委 員 会長、事務担当副会長及び行事担当副会長の指示により、本会の運営にあたりとともに、各事業に参画する。
- ⑥彦根市保育園保護者会連絡協議会理事 協議会役員を勤める。
- ⑦会計監査委員 本会の会計を監査する。
- ⑧オブザーバー 本部役員を補佐する。
新年度開始時～総会終了時までは新年度の役員会に出席し補佐を行う。総会終了以降は会長の求めに応じて必要な補佐を行う。
行事への参画を行う必要はない。

第9条 (任期)

本部役員および委員の任期は、1カ年とする。
ただし、本人の立候補があれば、再任は妨げない。

第10条 (本部役員および委員の選出方法、免除規定)

本部役員および委員の選出方法、免除規定は、次の通りとする。

- ① 本部役員（会計除く）は全年齢の学級委員より選出する。
- ② 本部役員（会長）が、0・1歳児・2歳児より選出された場合、副会長は4歳児・5歳児より選出するものとする。
- ③ 本部役員（会計）は、3歳児、4歳児の学級委員より選出する。
- ④ 学級委員は、各クラスの会員の互選により選出する。
- ⑤ 本部役員および学級委員は、1世帯につき1回のみでの選出とする。
ただし、各クラスの学級委員選出時にクラスの所属人数から免除適用者を差し引いた人数が、選出すべき人数に満たない場合はこの限りでない。
- ⑥ 会計監査委員は、委員選出時に4歳児クラスより選出する。また、本部役員および委員の免除規定は、適用しない。
- ⑦ オブザーバーは、前年度3歳児、4歳児の学級委員より前年度運営委員会において選出する。
- ⑧ 第10条④の規定により再選された学級委員は本部役員のを免除する。
- ⑨ 役員選挙1～2月の時点で、新年度（4月1日）に妊娠8か月から産後6か月となる保護者のいる世帯が選出された場合、役員の対象を1年間免除できることとし、翌年度本部役員のを担う。
免除を希望する世帯は、選挙前に学級委員まで申し出ることとし、補欠者を選挙投票の時に決定する。

第3章 会 議

第11条 (会議)

本会の会議は、総会および運営委員会の2種類とする。

第12条 (総会)

総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。総会は、必要に応じて会長が召集し、重要事項について議決する。

総会は、全会員の過半数（委任状を含む）の出席により成立する。

第13条 (運営委員会)

運営委員会は、園長、本部役員、学級委員で構成される。本部役員会は、会長が召集し、本会の重要な事項について協議する。

本部役員会の職務は、次の通りとする。

- ①本会の事業計画
- ②本会の予算、決算
- ③総会に提出する議案
- ④保護者主催の行事に関すること
- ⑤その他、本会運営に必要な事項

第4章 会 計

第14条 (経費)

本会の経費は、会費および必要に応じて徴収する負担金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第15条 (予算)

本会の会費は、運営委員会において議決し、総会で承認を得て決定する。

第16条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日とする。

(附則) 本会会則は、平成16年4月1日から実施する。

本会会則は、総会議決により、改正することができる。

平成24年5月26日改正

平成27年5月23日改正

平成29年5月13日改正

その他事項

1. 保護者会活動について

(1) 奉仕活動

- ・今年度の奉仕活動も、年2回（9月と2月）を予定しています。
- ・分担については、役員会に一任くださいますようお願い致します。
- ・全世帯が参加頂きますように、ご協力をお願い致します。

(2) 駐車場立ち当番

- ・園児の安全確保、駐車場マナーの向上として、立ち当番を実施致します。
- ・年2回、計画しておりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

2. 本年度予算について

(1) 卒園進級記念品絵本（保育園に寄贈）

- ・毎年、保護者会から保育園に卒園進級記念品として、絵本を寄贈しています。園の方から推薦されている絵本や図鑑などを購入しておりますが、ご希望の本がございましたら、各クラスの学級委員にお知らせください。

(2) 予備費

・毎年予備費を計上しており、何も突発的な事象がなければ次年度へ繰り越してきました。

できる限り不要な出費を減らし、次年度へ繰り越せるよう努力していきます。

(3) 寄贈品

- ・本年度は本年度予算分を園庭の屋外時計の更新に充てさせていただきます。

3. その他、お願い事項

(1) 駐車場の利用

送迎時の駐車場の利用に関しては以下の点に注意し、適切な利用をお願い致します。

1. 送迎時、園の前の道路には短時間であっても駐車をしないでください。
2. お知らせ及び掲示物の内容を十分確認し、自己の責任のもと出入りをお願い致します。

致します。

3. 最近、保育園の駐車場でアパート側の柵に車でぶつかった痕があると保育園から報告がありました。無申告であったとのことですので、物損事故を起こされたら必ず保育園に報告して下さい。

また、送迎時に駐車場で子どもが一人で走りだしたり、保護者同士の会話中に子どもが遊んでいることも見られます。園舎から車までは保護者が手をつないで速やかに送迎をしていただきますようお願い致します。駐車場内では車の運転も歩いての送迎時も細心の注意を払って利用してください。

(2) 保育園行事の際の駐車場の適正運用

・保育園行事の駐車には、保育園の北側の第二駐車場や臨時駐車場をご利用ください。保育園の駐車場が満車の時は清掃センター横の駐車場や文化プラザの駐車場をお借りしますので、そちらをご利用ください。

※どちらに駐車するかは事前にお知らせいたします。

- ・近隣施設の駐車場へは絶対に駐車をしないでください。

過去には行事中に苦情があり、保育園の先生方が謝罪に行かれたこともあります。

取り締まりにも力を入れていきますが、地域に迷惑をかけることとなりますので必ずルールを守り、駐車場を適切にご利用いただきますようお願い致します。

・自転車で通園される方は、保険の加入が義務化されたため、必ず加入していただくようお願い致します

(3) 次年度の役員選出方法

- ・立候補の受付後、不足人員を選挙にて決定致します。

・各クラスから3名を選んで投票します。この時、保護者会会則の免除規定に基づき該当世帯は申し出ることができます。（第10条⑨）

- ・各クラスから2名ずつの補欠委員を選出します。任期中の役員に欠員(転勤・入院等)

- が発生した場合、補欠委員から役員へ繰り上げされます。(第7条)
- ・役員選出の最終決定については、役員会にご一任いただきますようお願い致します。

(4) 保育園への要望事項

- ・園へのご要望事項は各クラスの学級委員にお伝えください。